

令和3年度 第1回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和3年7月28日（水）午前09：58～午前11：28
- 2 場 所 帯広市役所 庁舎10階 第6会議室
- 3 出席委員 橋本委員長、天内委員、折出委員、佐藤委員、清水委員、谷保委員、西岡委員、
廣瀬委員、藤平委員、細川委員、松田委員、三日市委員、渡邊委員
13名
(欠席：中田委員、原田委員 2名)
- 4 事務局 和田部長、小野参事、榎本室長、樂山みどりの課長、中村道路維持課長、
黒野みどりの課長補佐、金山道路維持課副主幹、嵯峨みどりと花の係長、
丹羽主任、小泉主任、鈴木主任補、高橋主任補、佐藤主任補、曾根係員

5 議事概要

(1)報告事項

・帯広市の緑化に関する取組みについて

(事務局から内容説明)

委員 帯広の森の事業について2点伺いたい。

1点目、緊急事態宣言が発せられると、帯広の森のパークゴルフ場、パークゴルフ場の付近にある駐車場及びトイレも閉鎖されるが、帯広の森の中の駐車場及びトイレ関係というのは、帯広の森としての駐車場・トイレなのか、パークゴルフ場のトイレ・駐車場なのか。それとともに、はぐくむは緊急事態宣言が発せられると閉館されるが、そこでイベント等を行うのは問題かと思うが、帯広の森の利用者にとってインフォメーション機能や、休憩をするという面では必要な施設のため、画一的に公共施設を閉めるのではなく、実情に合ったかたちで、閉館等を決定すべきではないか。北海道・国に従うのではなく、帯広独自の考えを出していただきたい。

2点目、帯広の森で活動をしていると、キツネと遭遇するが、私は多少知識があるので心配はないが、今年度緑ヶ丘公園のエキノコックス関係について新聞報道されており、エキノコックスの知識がない方は不安になると思う。緑ヶ丘公園と帯広の森のエキノコックスに対する考えを伺いたい。

事務局 帯広の森の施設は、運動施設に該当する部分については、運動施設としての機能ということで公園整備、施設整備されている。委員の質問の部分は、帯広の森のパークゴルフ場、弓道場、ア

一チェリー場のあるところであり、運動施設としての管理を行っているので、運動施設として閉鎖するという事になった場合、令和2年度は閉鎖をした。公共施設については、帯広市の対策本部会議の中で市としての方針を決めており、不要不急の外出等を避け、人の流れを抑えることによって、感染自体を抑え、まずは市民を守るということを優先した中で判断しているので、ご理解をいただきたい。

委員 コロナにかかる割合より心の病の方が多いのではないかと思います。市民を守るというのは美しい言葉だが、本当に守られているのかどうか分からない。帯広の森の散策路を歩いていると、人とすれ違う時は2～3m離れるので、心の病等を考えると、全国画一的ではなく、帯広らしさを考える必要がある。そういったことを対策会議等であげていただきたい。

事務局 エキノコックスについては、公園の管理での対策として、キツネは鳥獣保護法の管理の中で、むやみに捕獲することができないため、キツネに餌を与えないことや、ゴミをきちんと片付ける等、人の生活域に近づけない取組みが重要であると考えている。公園は、今現在、指定管理者で3地区に分けて担当しており、巡回又は住民からの通報によりゴミ等への対応を行っている。市民に正しくエキノコックス症を理解してもらうために、市のホームページ等で周知をしていく。緑ヶ丘公園の一部において、ベイトという駆虫薬入りの餌の取組みを行っているが、ベイトの作成には専門的な知識が必要なため、簡単に取組むことができない。また、ベイトは一ヶ月に一回、人が歩かない場所に配置しなければならず、人による作業が必要なため、現在のところ、緑ヶ丘公園だけで取組んでいる。市内には200以上の小さな公園があり、そこまで広げることは難しいと考えている。

委員 駆虫薬を撒いて、1～2か月後、糞を採取して、エキノコックスが中にあるかどうか定期的に調べると思うが、その結果についてホームページ等で発信すると良いと思う。また、犬についてもネズミを食べることがあるので、放し飼いをする犬はエキノコックスにかかる可能性があるため、全体的により周知する必要があると思う。帯広の森にもキツネが多くいるので、予算等制約等もあると思うが、全市的にもう少し考えていただきたい。

もう1点、帯広の森のトイレが2つある場所において、4月以降、開館してから1つが修繕中ではなく故障中という紙が貼ってあり、1週間前の日曜日に行った時もまだ故障中だったため、指定管理者と密に打合せをして管理していただきたい。

事務局 緑ヶ丘公園で取組んでいる駆虫薬入りの餌のベイトの散布については、緑ヶ丘公園の指定管理者の独自事業として取組んでいる。昨年の12月から、実際にベイトを撒き始め、この後、委員の発言のとおり、キツネの糞を採取し、その中にどの程度エキノコックスの卵が含まれているか

検証していく。エキノコックス症対策の基本的な枠組みは、感染症法という法律に基づき、各都道府県が予防計画を策定し、市町村と連携して蔓延防止を総合的に推進していくものである。地域保健法に基づいて、感染症対策は保健所が機能を担っており、帯広は帯広保健所が中核となり、市役所内では健康推進課で市の対策の総合的な窓口となって対策をしている。北海道のエキノコックス症対策実施要領に基づいて市町村が同様に市町村の取組みとして要領を定めている。北海道の対策要領はあくまでも基本的な衛生教育や生ゴミ対策等に重きを置いており、ペイトはその中にはない。ペイトは、道立衛生研究所が中心となって研究が進められ、近年効果が実証されてきており、キツネの糞の中のエキノコックスの卵をゼロにするという事は難しいが、限りなくゼロに近づけることができるだろうと現在、道内では注目されている取組みである。

もう1点、委員から指摘のあった部分のトイレは、スポーツ課の所管するトイレと思われるため、スポーツ課に情報提供する。

委員長 街路樹等が40年を超えて高齢化し、危険となり、市として伐採や剪定を行っているのはわかるが、伐採した後に新しい木を植える事は、どのように行っているのか。

事務局 現在、街路樹は、市内に約3万本あり、年数の経過から老木化大木化している。道路維持課としては、市民からの通報やパトロールにより、危険と判断したもの又は街路樹診断で危険と判断したものについては、速やかに伐採している。伐採した街路樹は、相当昔に植栽しており、その当時の判断から密に植えている部分が多い。そのため、補植をしなくても、並木としては景観が確保されているという判断から、現在のところ伐採の後の補植は積極的に行っている段階ではない。

(2) 協議事項

・帯広市帯広の森基金繰入対象事業の見直しについて

(事務局から内容説明)

委員 見直し対象事業を行うことによって、取崩しの金額がどのくらい少なくなるのか。また、市としては帯広の森基金に対して、今後の100年を見据えた形での基金の運用、積立をどのようにするのか伺いたい。

事務局 見直しによってどれだけの効果が見えてくるのかという点は、次回の審議会において、金額的なものをできれば示したいと思う。昨年の審議会において、基金事業の見直しの基本的な考え方で、「入り」と「出」を見直さなければならないという事を述べたが、この資料については、「出」の見直し部分である。「入り」の見直しについては、資料の左側のとおり、数字の変化があり、

収入合計の令和元年度が 3,037,000 円に対して、令和 2 年度以降は、1,000 万円台と数字の変化が出ている。これは、ふるさと納税によるものである。報道でもあるように、一部で過熱しているが、返礼品が非常に注目されており、かつて帯広市は行っていなかったが、数年前から返礼品に取り組んでいる。また、所管の部局を経済部の観光交流課へ移し、返礼品を地域振興の推進にも寄与させるということで取り組んでいる。今、所管の観光交流課では、ふるさと納税のサイトの数を増やし、それに加えて返礼品の内容も充実させた結果、収入が増えている。令和 2 年度は、委員から取崩す一方だろうという話があったが、コロナによる事業の縮小があり、基金を積むことができている。

帯広の森 50 周年、100 周年に向けての基金の増資の話については、帯広の森基金に限らず、帯広市の基金は、かつての第二次帯広市行財政改革により、基本的には「果実運用型」から「基金を取崩していく」という形で舵が切られており、こうした中で基金を増資するという考えは、今、帯広市の方では持ち合わせていない。

・緑化協議制度の現状と課題について

(事務局から内容説明)

委員 緑化審議委員というよりは、建築士の実務者としての立場で話をしたい。敷地面積 1,000 ㎡とあるが、これは、昭和 60 年時の法律、条例だと思うが、若い時から疑問があり、1,000 ㎡というのは特に厳しすぎると思う。例えば 32m×32m の敷地でも該当してしまう。共同住宅も対象になるが、共同住宅は、平成 8 年に戸数の 7 割の駐車場を設置するといった条例ができ、また、昨年、死亡事故の関係で、ゴミステーションを設けなければならない条例もできた。その中で、小規模な共同住宅の対象は少し厳しいと思う。

この 1,000 ㎡という部分の見直しは、検討の余地がないのか。例えば、1,500 ㎡に上げることや、共同住宅は緑地の建築面積に対しての割合をもう少し減らし、20%や 15%にする等の緩和策を検討していただきたい。

事務局 1,000 ㎡については、他市の類似制度の中では 1,000 ㎡に限るものや、同程度のものがある。もう少し少ないものや、逆により広くを対象にしている事例もあるので、これから精査したい。

緑化基準についても、今の 3 分の 1 が果たして適切かというところは特に見直しの対象としているため、検討していきたい。

委員 共同住宅や住宅も同じような類なのだが、おそらく長屋建ても緑化協議の対象にされていると思うが、そのあたりを条文で読むと、対象から外れるのではないか。

事務局 協議の対象について、戸建ての対象は、協議の対象外としているが、現状、共同住宅、アパートやマンションは、協議の対象としている。駐車場やゴミステーションについては、例えば建築の面積に含む、緑化を要する面積から除くという対応をしており、現行、他の条例で規定している部分は対象外や緩和の措置をしているが、条例を確認しながら見直しをすすめていきたい。また、他課で判断している部分もあるため、関係課から話を聞いた上で見直していきたい。

委員長 この規則を作成した時は、帯広市に緑が少なかったが、現在、それによって、みどりが逆に減る、質が悪くなるといった事実があるため、現実に即してより良くなるよう変更した方が良いと思う。こういった意見を反映していただきたいと思う。

委員 緑化基準を変えることは必要だと思うが、事務局として、1、2年で緑が枯れ、無くなるということは、審査の時に緑化するための方法や技術指導が足りなかったのではないかと思う。今後は、きちんとした技術指導が必要だと思う。これは、事務局自身が何も行っていなかったと感じるため、今後考えていただきたい。

もう1点、確かに緑化協議で木を植えることで、緑を多くしようと考えていかなければならないが、この実情があるのであれば、今、カーボンオフセットという考えがある。これは、二酸化炭素を排出しても木を植えることによって二酸化炭素を吸収できるようであれば、プラスマイナス0となり、その会社としては二酸化炭素を出していないという考えである。それと同様の考えで、例えばこの緑化協議の中で100㎡の木を植えるとなると、約半分はお金の対価として考え、それを帯広の森の基金の方に入れ、樹木の間伐等にあてるのはどうか。その方が費用対効果があり、帯広の森にとっても木が成長し、景観的にも良くなると思うので、今後検討していただければと思う。

事務局 緑化協議に際しての審査や技術的な部分は、今まで行っていないということではなく、緑化協議をする際に、こちらとして緑化方法について具体的話もしている。ただ、制度の建てつけ上、高木換算の緑化協議制度のため、どこかで事業者に負荷がかかり、無理して緑化をすすめた結果、あまり緑が残らないということは事実としてある。この辺は緑化の高木換算の基準等を見直すという考えがあるため、これが導入されると変化すると考えており、次回以降話をしたい。

2点目のカーボンオフセットについては、全く新しい発想であり、現行の緑化協議の中では、その考え方がないため、現実的に可能かどうかをまず考えていきたいと思う。